

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 9月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：9件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧注水系の定例試験において、高圧注水ポンプ駆動用タービンの保温材より水の滴下（約15cc、汚染無し）が認められたため、対応検討	C	
2	3号機	原子炉格納容器除湿冷却系ターボ冷凍機運転中、冷水出口温度5℃で自動停止すべきところ、約9℃で自動停止したため、当該冷凍機の制御回路を点検・修理	C	
3	3号機	タービン建屋1階大物搬入口前スロープ側面の化粧板等を固定するボルトの外れ（約40箇所）が認められたため、当該ボルトを取付	D	
4	4号機	主タービンリフトポンプ（D）出口圧力計の計装ラック取付け用ビスの外れ（全3本）が認められたため、当該ビスを取付	D	
欠番				9月24日再審議にて7月28日NO.12と重複のため削除
6	5号機	水素・酸素供給設備水素ガス供給系水素トレーラ供給切替操作において、No.2水素トレーラ切替弁に閉操作不能（開閉着）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
7	5号機	原子炉建屋3階南側通路の壁面塗装の一部に剥がれが認められたため、当該部を補修塗装	対象外	
8	5号機	原子炉建屋2階北西部壁面設置の電線管中継箱の蓋固定用ビスの外れ（6箇所中4箇所）が認められたため、当該ビスを取付	D	
9	6号機	原子炉建屋6階設置の補給水系給水配管ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備廃棄物仮置コンベア（B）の押し棒用ストップの変形による押し操作不能が発生したため、当該ストッパーを修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで